

新たな文化芸術活動拠点の検討に係る事業可能性調査等業務支援委託 事業者選定公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、新たな文化芸術活動拠点の検討に係る事業可能性調査等業務支援委託を公募型プロポーザル方式で選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

なお、本プロポーザルは令和8年度の契約に向けた準備行為であるため、大田区議会において令和8年度予算案が議決されなかった場合、契約することはできないものとする。

1 目的

区はこれまで、「大田区文化振興プラン」に基づき、区の基本計画におけるまちの将来像の実現を目指して様々な文化振興施策を行ってきた。現在、大田区文化芸術推進協議会において、令和8年度を始期とする次期大田区文化振興プラン策定への検討を進めている。

区が実施した各種意識調査からは、区民がアートに触れる機会・環境への高いニーズを有していることが推察されるものの、これに対応するためには、既存の文化施設が抱える地理的条件や収容人数といった諸課題を改善することが求められる。こうした課題を踏まえながら、誰もが気軽にかつ身近に文化芸術に親しめる環境を整えるために、文化芸術分野における創造的なプラットフォームの構築、地域コミュニティ形成の拠点、異なる機能や性格を持つ複数の施設を複合することで生まれる相乗効果の可能性など、新たな文化創造空間の創出についての検討を進めることが不可欠である。

新たなハードの整備には、経済的実現可能性や持続可能性について、事業手法評価や整備候補地評価を実施し、具体的な事業イメージの構築、諸課題の整理、及び効果検証により、事業リスクや課題を事前に特定することでより効果的な事業設計と施設整備が可能となる調査とする。

また、ハードの整備のみならず、文化芸術の各分野の知見者や各種団体関係者とのアートなまちづくりに向けた協力関係を構築することもまた不可欠である。

以上を踏まえ、新たな文化芸術活動拠点の検討において具体的な施策を提案することや、必要なデータ、エビデンス、協力体制を整える業務を支援する高度な専門知識と創造性、経験等を備えた事業者を広く募集し、選定することを目的とする（このプロポーザルにより契約を保障するものではなく、委託先候補者として選定するものである）。

2 委託業務概要

（1）件名

新たな文化芸術活動拠点の検討に係る事業可能性調査等業務支援委託

（2）業務内容

別紙仕様書（案）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額の上限額

34,089,000円（税込）

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルは、次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格が大田区にあること。
- (2) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業で参加申込書を提出することが可能であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、大田区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと。
- (5) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除期間中でないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (7) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと。
- (8) 次のいずれかの業務を実施した経歴を、令和元年度以降に3件以上有していること（履行中の業務も含む）。ただし、アについては1件以上有している経歴とする。
ア 国又は地方公共団体が整備する文化施設又は社会教育施設に関するPPP／PFI導入可能性調査及びアドバイザリー業務
イ 文化施設又は社会教育施設の独立採算型PPP／PFIに関する導入可能性調査
ウ 文化施設又は社会教育施設の事業性検討業務

4 スケジュール（予定）

内容	日時
実施要領等の公表	令和8年2月17日（火）
質問受付締切	令和8年2月25日（水）正午
質問の回答	令和8年3月6日（金）
参加申込書類の提出締切	令和8年3月16日（月）午後3時
一次審査結果の通知（発送）	令和8年3月24日（火）

二次審査の実施	令和8年3月30日（月）午後
二次審査結果の通知（発送）・公表	令和8年3月31日（火）
契約締結	令和8年4月から5月中

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

5 質問及び回答

- (1) 本プロポーザル及び本要領を含む資料に関して疑義がある場合は、質問書（様式6）を作成の上、電子メールで提出すること。電話等による質問は受け付けない。
- (2) 質問の受付締切は、令和8年2月25日（水）正午（必着とする。）
- (3) 質問書に対する回答は、令和8年3月6日（金）に大田区ホームページで回答する。なお、質問者の名称は公表しないものとする。
- (4) 質問書1枚につき質問は3つまでとし、質問が4つ以上ある場合は質問書を複数枚作成すること。
- (5) 質問書には、質問の生じた箇所を明記（記入例「実施要領 7（1）」、「仕様書 2（2）」、「様式2」等）すること。ただし、箇所が特定できない場合は空欄での提出も可とする。
- (6) 質問内容は具体的かつ容易に理解できるような表現に努めること。

6 参加申込書類の提出

- (1) 作成に当たっては、「提出書類作成要領」を参照の上作成すること。
- (2) 提出期限
令和8年3月16日（月）午後3時まで
- (3) 提出方法
事前に担当部署へ連絡しアポイントを取った上で、平日の午前9時から午後4時までの間に直接持参すること。ただし、最終日は午後3時までに持参すること。

7 審査方法

- (1) 本プロポーザルの審査は、「新たな文化芸術活動拠点の検討に係る事業可能性調査等業務支援委託事業者選定委員会設置要綱」により構成される選定委員会において2段階で実施することとし、審査項目は別表に示す。
- (2) 令和8年3月中旬に提出書類を基に一次審査（書類審査）を実施し、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）対象者を選定する。なお、参加者が1者の場合でも審査を実施するものとする。
- (3) 一次審査結果については、参加者全員に文書で通知する。
- (4) 二次審査は令和8年3月30日（月）の午後に行うこととし、開始時刻、実施場所等の詳細は対象者へのみ通知する。
- (5) 二次審査の審査実施時間は1者につき30分間程度とし、プレゼンテーションを10分

間程度、ヒアリングを20分間程度で行う。

- (6) ヒアリング時にパワーポイント等を使用した説明は認めるが、追加資料の提出は認めない。なお、プロジェクターとスクリーン、接続ケーブル（HDMI）、は区が用意するが、パソコン、レーザーpointer等は参加者が持参すること。また、接続不良等により使用できない場合でも、区は一切責任を負わないものとする。
- (7) 一次審査及び二次審査の結果を踏まえ、総合評価点数が最も優秀とされた参加者を優先交渉権者とし、次点以下は総合評価点数順に交渉順位を定める。
- (8) 二次審査結果については二次審査参加者全員に文書で通知し、優先交渉権者を大田区ホームページで公表する。

8 契約手続き

選定委員会が優先交渉権者として選定した事業者と業務詳細（仕様内容等）について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者から何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

9 その他

- (1) 提出書類が次の一つに該当したときは、選定委員会において無効・失格とする場合がある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 本要領及び提出書類作成要領記載の事項及び様式に適合しないもの
 - ウ 必ず記載する事項の一部又は全部が記載されていないもの
 - エ 許容されたもの以外の表現方法が用いられているもの
 - オ 記載されている内容に虚偽の事項があることが判明したもの
 - カ その他、審査結果に影響を与える不正な行為が行われたもの
- (2) 参加申込書（様式1）を一度提出した者が参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式7）を提出すること。
- (3) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (4) 提出期限以降における提出書類の差替や再提出は、特別の理由があると区が認める場合を除き認めない。
- (5) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製する場合がある。
- (6) 優先交渉権者の提案については、必要に応じて公表する場合がある。
- (7) 電子メール等の通信事故や郵便事故については、区はいかなる責任も負わないものとする。
- (8) 参加者の提出する書類の著作権は、作成した応募者に帰属する。ただし、大田区情報公開条例に基づき、提出書類の全部又は一部を無償で使用する場合がある。なお、公開

することで個人が識別され、法人などの正当な利益を害する恐れがあると区が判断する場合は、一部又は全部を公開しないものとする。

- (9) 提出された書類は、提出期限以降については理由の如何を問わず返却しないため、区の責任において保管又は処分するものとする。
- (10) 本要領を含む資料及び本プロポーザルにおいて入手した区の情報等を、本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。また第三者に漏らしてはならない。
- (11) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて区に帰属する。
- (12) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。
- (13) 参加者は、参加申込書（様式1）の提出をもって本要領の内容を承諾したものとみなす。
- (14) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。

10 担当部署（問合せ先・書類提出先）

大田区 地域未来創造部 文化芸術推進課 文化芸術推進担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田5丁目13番14号

大田区役所本庁舎6階23番窓口

電話：03-5744-1226 FAX：03-5744-1539

電子メールアドレス：bunka@city.ota.tokyo.jp

なお、メール送信の際は件名の冒頭に【大田区プロポーザル】を付け、送信後は必ず上記担当へメール受信確認の連絡をすること。

別 表

【一次審査】

番号	審査項目	評価の着目点
1	本業務の受託に係る 基本的な考え方	<input type="radio"/> 本業務の目的・背景の理解、課題認識 <input type="radio"/> 取組姿勢
2	本業務に係る具体的 な取組	<input type="radio"/> 本業務の目的達成に向けた具体的な取組（業務計画案）が提案 されているか。 •仕様書(案)の「2 委託内容」に基づいた提案となっているか。 •具体性、実現性のある効果的な取組が提案されているか。 •その他、独創性や特徴のある優れた提案があるか。
3	スケジュール	<input type="radio"/> スケジュールの妥当性
4	業務実施体制	<input type="radio"/> 業務遂行に必要な体制・人員配置となっているか。
5	業務実績	<input type="radio"/> 類似業務の実績があり、十分な業務遂行能力があるか。
6	見積金額	<input type="radio"/> 適正な見積金額となっているか。

【二次審査】

番号	審査項目
1	プレゼンテーション
2	ヒアリング